

令和8年度いばらき栗ブランドアップ事業補助金交付等要綱

(趣旨)

第1条 知事は、物価高騰による生産コストの上昇に的確に対応し、本県における栗産地の体制強化を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。令和8年度いばらき栗ブランドアップ事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業の内容)

第2条 本事業は、次の各号に掲げる支援から構成されるものとし、本事業の内容、補助対象者、補助対象経費、補助率等については別表、別記1及び別記2に掲げるとおりとする。

- (1) 冷蔵設備等導入支援
- (2) 集出荷体制強化支援

(事業の推進体制)

第3条 知事は、市町村及び関係機関の協力を得て事業を適正に推進するものとする。

(事業の実施等)

第4条 事業の着手については、規則第5条に定める交付の決定（以下「交付決定」という。）の後に着手するものとする。

- 2 本事業を活用するに当たっては、事業実施主体は事業内容に応じた適切な規模の設備の選定、事業の実施をするよう努めなければならない。
- 3 冷蔵設備等導入支援及び集出荷体制強化支援に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(補助金の交付申請)

第5条 事業実施主体は、交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、第5条の規定による交付申請書の提出があった場合は、当該交付申請書について、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは予算の範囲内で速やかに交付決定を行い、事業実施主体に通知（様式第2号）するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 事業実施主体は、前条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに取下げる旨を記載した届出を知事に提出した場合は、申請の取下げ

をすることができる。

(補助事業の変更)

第8条 事業実施主体は、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号に示す重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）により知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業の廃止
- (3) 補助対象経費の30%を超える増又は補助金の増
- (4) 補助対象経費又は補助金の30%を超える減

2 知事は、変更承認申請書の変更の内容が適切と認めた場合には、事業実施主体に通知（様式第4号）するものとする。

(概算払)

第9条 補助金は、原則、事業完了後交付するものとする。ただし、知事が補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、交付決定した額の90%を限度とし、概算払により交付することができる。

なお、知事が補助金交付決定額全額を概算払する必要があると認める場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、前項のただし書の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、概算払申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により概算払を受けた事業実施主体は、実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第86号）を併せて提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 事業実施主体は、補助事業が完了したとき、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月12日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知（様式第7号）するものとする。

- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定したとき、既にその額を超える補助金が交付されていた場合には、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限及び延滞金は別に定めるものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 知事は、第8条第1項の規定による補助事業の変更の申請があった場合及び次の各号に示す場合には、第6条の規定による交付決定の全部又は一部を取消、若しくは変更することができる。

- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、本事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 各号に掲げる場合のほか、事業実施主体が本事業の目的に反する行為をした場合

2 知事は、前項の規定による交付決定の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第13条 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等のうち取得価格が50万円以上又は1件当たりの取得価格が10万円以上の機械及び器具を同時に購入し、その取得価格の合計金額が50万円以上の機械及び器具については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵相令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（以下、「処分制限期間」という。）において、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、事業実施主体が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額（加算金又は延滞金を納付しなければならない場合には、それらの額を含む。）を県に納付した場合又は知事が補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合その他知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 処分制限期間において、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

5 取得財産等で、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第8号）及びその関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金の経理)

第14条 事業実施主体は、補助事業等についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その収入及び支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に定める期間とする。

3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(効率的かつ適正な執行の確保)

第15条 知事は、本事業の実施に関し、必要な限度において、事業実施主体に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、本事業の実施に関し監督上必要があるときは、その補助事業を検査するとともに、その結果、違反の事実があると認められるときには、その違反を是正するために、事業実施主体に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(補則)

第16条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年5月13日から施行する。

別表

支援	取組内容	補助率及び補助上限額	事業実施主体	重要な変更
冷蔵設備等導入支援	栗の集出荷貯蔵に資する設備の導入による生産体制の強化	補助率は補助対象経費の2分の1以内。補助上限額は事業実施主体の構成人数によらず、1実施主体当たり600万円まで。	農協、営農集団、農業者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実施主体の変更 (2) 事業の廃止 (3) 補助対象経費の30%を超える増又は補助金の増 (4) 補助対象経費又は補助金の30%を超える減
集出荷体制強化支援	コンサルタントの活用による栗集出荷体制の強化	定額補助。ただし、補助上限額は180万円まで。	県産栗の集出荷を実施している農協、営農集団	同上

別記1 冷蔵設備等導入支援

第1 補助対象者

補助対象者は、概ね1ha以上の農地において栗を集出荷又は栽培している農協、営農集団、農業者とする。

第2 補助対象経費及び補助率等

1 補助対象となる設備は、冷蔵庫、冷凍庫、氷温庫等の栗の集出荷貯蔵に資する設備とする。

なお、疑義が生じた場合には、県と協議するものとする。

2 補助対象経費は、前項に定める設備の導入経費とし、補助率は2分の1以内、補助上限額は事業実施主体の構成人数によらず、1事業実施主体当たり600万円までとする。

なお、既存設備の更新にかかる経費及び消費税相当額は補助対象経費に含まないものとする。

3 交付する補助額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切捨てた額）及び補助上限額のいずれか小さい額とする。

第3 採択要件及び導入する設備の要件

1 採択要件は、次の各号に示すとおりとする。

(1) 事業実施により、栗において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷額・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%以上の向上が見込まれること。

(2) 令和9年2月12日までに事業を完了させ、知事の実績報告書（様式第6号）を提出すること。

2 採択にあたっては、交付申請に係る書類を知事が別に定める日までに提出した事業実施主体のうち、次の各号に示す優先順により、事業予算額に達するまで採択するものとする。

(1) 令和7年の栗栽培実績面積が多い者

(2) 令和11年の栗目標出荷量が多い者

(3) 令和11年の栗栽培計画面積が多い者

(4) 実績面積又は計画面積が同じ場合は、申請した補助金額が低い者

3 導入する設備の要件は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

なお、これ以外で疑義が生じた場合には、県と協議するものとする。

(1) 原則、本体価格が50万円以上の設備であること。

(2) 原則、新品であること。ただし、既存の設備の有効利用の観点及び地域の実情により適当と認められる場合は、中古設備の利用を認めるものとする。

なお、この場合、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭

和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数をいう。以下同じ。) から経過期間を差し引いた残存年数 (年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。) が 2 年以上の機械とする。

(3) 令和 9 年 2 月 12 日までに導入が完了する設備であること。

第 4 事業の実施手続等

事業の実施手続は、要綱第 5 条から第 11 条までに定めるところによるものとする。

第 5 実績報告

- 1 事業実施主体は、要綱第 10 条に定めるところにより実績報告を行うものとする。
- 2 知事は、実績報告書 (様式第 6 号) が提出された場合には、速やかに現地確認を行うものとする。

第 6 実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、令和 12 年 2 月末日までに、栗の出荷量等を記載した実施状況報告書 (様式第 9 号 1-1) を知事に提出することとする。
- 2 知事は、上記 1 の報告を受けた場合、その内容を確認し、必要に応じ、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

第 7 留意事項

- 1 業者選定について、3 者以上の見積の徴取を原則とする。
なお、中古の設備導入等 3 者以上の見積の徴取が困難と認められる場合には、理由書をもって 2 者以下の見積の徴取も可能とする。
- 2 設備の能力及び規模は、事業実施主体の栗生産面積、生産及び出荷数量等を勘案して決定する。
- 3 事業実施主体は、設備の効率的利用が図られるよう、利用管理等に関する規定を定め、利用計画を策定するとともに、利用簿等必要な帳簿を備えておくものとする。
- 4 本事業を活用して導入した設備には、実施年度及び事業名を明記するものとする。

別記2 集出荷体制強化支援

第1 補助対象者

補助対象者は、県産栗の集出荷を実施している農協又は営農集団とする。

第2 補助対象経費及び補助率等

1 補助対象は、栗集出荷体制の強化に資する外部専門家が所属する事業者（以下指導業者）等による指導経費とする。

なお、疑義が生じた場合には、産地振興課と協議するものとする。

2 補助対象経費は、前項に定める経費とし、補助額は定額、補助上限額は180万円までとする。

なお、消費税及び源泉税等相当額は補助対象経費に含まないものとする。

第3 採択要件及び導入する設備の要件

1 採択要件は、次の各号に示すとおりとする。

(1) 事業実施により、栗において事業実施年度の3年後までに販売金額・出荷額・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%以上の向上が見込まれること。

(2) 令和9年2月12日までに事業を完了させ、知事の実績報告書（様式第6号）を提出すること。

2 採択にあたっては、交付申請に係る書類を知事が別に定める日までに提出した事業実施主体のうち、次の各号に示す優先順により、事業予算額に達するまで採択するものとする。

(1) 令和7年の栗栽培実績面積が多い者

(2) 令和11年の栗栽培計画面積が多い者

(3) 実績面積又は計画面積が同じ場合は、申請した補助金額が低い者

3 指導業者の要件は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

なお、これ以外で疑義が生じた場合には、県と協議するものとする。

(1) 5回以上の現地指導を行う等、栗集出荷体制の強化につながる適切な指導が実施できる業者であること。

(2) 令和9年2月12日までに指導及び改善策の推進を完了できる業者であること。

第4 事業の実施手続等

事業の実施手続は、要綱第5条から第11条までに定めるところによるものとする。

第5 実績報告

1 事業実施主体は、要綱第10条に定めるところにより実績報告を行うものと

する。

- 2 知事は、実績報告書（様式第6号）が提出された場合には、速やかに現地確認を行うものとする。

第6 実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、令和12年2月末日までに、栗の出荷量等を記載した実施状況報告書（様式第9号1-2）を知事に提出することとする。
- 2 知事は、上記1の報告を受けた場合、その内容を確認し、必要に応じ、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

第7 留意事項

- 1 指導業者選定について、3者以上の見積もりの徴収を原則とする。
なお、仕様に該当する指導業者の不在等3者以上の見積もりの徴収が困難と認められる場合には、理由書をもって2者以下の見積もりの徴収も可能とする。
- 2 指導業者における業務内容、謝金、旅費等は、事業実施主体の規定等に則り適切な内容となるよう勘案して決定する。
- 3 事業実施主体は、適切な指導が実施され集出荷体制強化につながるよう、指導結果等必要な資料を備えておくものとする。